*1 子どもの人権の尊重

■ 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

市では、三鷹の子どもたちが未来に向けて夢や希望を持ち、明るく、楽しく、元気よく、心身ともにすこやかに成長していくことができるよう、子どもと大人の共通目標として平成20年6月に「三鷹子ども憲章」を制定しました。また、「子育て支援ビジョン」(平成21年3月)を次世代育成支援の総合的指針として策定するとともに、すべての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支えるための施策を進めるために「次世代育成支援行動計画(後期計画)」(平成22年3月)を策定し、子ども・子育て支援施策を推進しています。

また、「三鷹子ども憲章」を実効性のあるものとするため、市内小・中学校では「考えて」「実践する」 さまざまな取り組みを展開するとともに、児童・生徒による活動だけでなく、保護者や地域住民による 活動等も視野に入れた幅広い普及、実践活動の展開に努めています。

一方、少子高齢化が進行し、核家族化が定着しつつある中で、家族や地域の子育て力の低下が指摘されています。子どもに対する虐待等は、深刻な社会問題の1つであり、子育て家庭の孤立化が起因しているともいえます。また、いじめや不登校、ひきこもり状態にある子どもやニート状態(注1)にある若者が抱える問題等は、子どもの人権に関わるものや、個別の関連機関だけでは解決困難な事例が増えてきており、それぞれの課題に対して適切な対応を図ることが課題です。

(注1) ニート:学校に通学せず、独身で、収入を伴う仕事をしていない若者(15~34歳)のことです。

施策の方向

子育て家庭の孤立化を防ぎ、子どもの健全な育成環境を確保するために、これまで構築してきた関係機関等との総合的なネットワークをさらに充実させることにより、児童虐待の早期発見、早期対応に向けた取り組みや、課題を抱えた家庭への支援を行います。また、学校と家庭、地域の連携を進めるとともに、地域の子育て力を向上させるため、協働型地域子育て環境の充実を図ります。

また、子どもや若者、家庭をとりまく問題がより複雑化している中で、困難を有する子どもや若者に対し、相談や具体的な支援につながる体制を整備し、課題解決に向けた取り組みを推進するなど、子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

🔢 まちづくり指標

行 政 指 標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)
子ども家庭支援センターの利 用者数	68,038人	75,000人	78,000人	80,000人

子ども家庭支援センターに来館する延べ利用者数を示す指標です。子どもの人権を尊重し、子育て中の家庭を支援して、地域や家庭、学校や保育園、学童保育所等とも連携しながら子ども・子育て支援を推進します。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、子どもの健やかな「育ち」を地域全体で 支えるため、家庭と地域社会の連携に努めます。
- 関係機関は、子どもの相談に関する総合的なネッ

トワークを構築するとともに、児童虐待の早期発 見・早期対応に努めます。

市の役割

- ●市は、気楽に子どもを預け合える環境の整備に向け、地域の子育てサポートリーダーの育成など、 子育て人財を養成します。
- 市は、「三鷹教育・子育て研究所」などとの連携 を図りながら、子どもが抱える問題解決の方策に ついて、調査・研究し、解決を図ります。
- 市は、乳児のいる家庭を訪問し、乳児家庭の孤立 化を防ぐとともに、乳児の健全な育成環境の確保 を図ります。
- 市は、困難を有する子ども・若者の相談や支援を 行います。

W

施策・主な事業の体系

主要:主要事業 推進:推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)	「三鷹子ども憲章」に基づく子ど も施策の推進	推進	①「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進
(2)	「子育て支援ビジョン」「次世代育 成支援行動計画」 に基づく子ど も・子育て施策の推進	推進	①「子育て支援ビジョン」「次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づく子ども・子育て支援施策の推進 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
(3)	「教育ビジョン 2022」の策定と 推進	主要	①「教育ビジョン 2022」の策定と推進 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照

2 子どもへの支援

(1)	子どもからの相談体制の充実	主要	①子ども相談事業の調査・研究
(1)		推進	②子ども相談窓口機能の充実
		推進	①スクールソーシャルワーカーの配置
(2)	総合教育相談室事業の充実	推進	②学習指導員派遣事業の充実 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
	子ども・若者支援施策の推進	主要	①子ども・若者支援の推進
(3)		主要	②困難を有する子ども・若者への支援体制の構築
			③いじめ・不登校への対応 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
(4)	子ども自身の力を高めるプログ ラムの普及	主要	①子ども自身の力を高めるプログラムの普及 ▶「第1部-第2 平和・人権施策の推進」参照

3 子どもの育つ環境への支援

		ı	
(1)	子育て相談機能の充実	推進	①子ども家庭支援センターの機能強化
(1)		推進	②子育て相談機能の充実
(2)	児童虐待の予防・早期発見	推進	①子どもの虐待予防・早期発見と心のケア
(2)	元里巵1寸07 7例・干朔光兄		②養育家庭 (里親) の普及・啓発
		主要	①ファミリー・サポート・センター事業の充実
(3)	地域の子育て力の向上	主要	②子育てサポーター等の子育て人財の養成
(3)		主要	③乳児家庭全戸訪問の実施
			④地域ケアネットワーク、ほのぼのネットとの連携強化

4 推進体制の整備

(1)	子ども家庭支援ネットワークの 推進	推進	①関係機関等との連携による施策の充実	
-----	----------------------	----	--------------------	--



主要事業

≪2-(1)-① 子ども相談事業の調査・研究

子どもが抱えている心の悩みや心の発達の問題を大人がどうとらえ、どう解決していくかが大きな課題となっています。時代とともに変化している状況を把握し、子どもが安心して育ち、発達していく環境を保障するために、国の「子ども・子育て新システム」の動向も踏まえながら、三鷹教育・子育で研究所などとの連携により、問題解決の方策について調査・研究し、解決を図ります。

	計画期間	前 期		中期	後期		
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
子ども相談事業の調査・ 研究	子ども相談事業の充実		検討	調査·研究	\rightarrow	実施	充実

≪2-(3)-① 子ども・若者支援の推進

≪2-(3)-② 困難を有する子ども・若者への支援体制の構築

子どもや若者の居場所と社会参加につながる機会を提供します。不登校、ひきこもり状態にある子どもやニート状態に陥る可能性が高い層の中学卒業者、高校中退者等の若年者に対して、相談と具体的な支援につながる体制(ネットワーク)の整備を進めます。学校や総合教育相談室と連携するとともに、市内の大学やNPO、関係団体等と協力して、児童館が「気づき・遊び」から「相談」へとつながる居場所として機能するよう、支援体制を構築します。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
子ども・若者支援の推進	支援体制の充実	検 討	試行	実 施 "			充 実

≪3-(3)-① ファミリー・サポート・センター事業の充実

≪3-(3)-② 子育てサポーター等の子育て人財の養成

気楽に子どもを預け合える環境の整備に向けて、子育てに係る援助会員の育成と援助活動の調整を行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。地域の子育てサポートリーダーの育成など、子育て人財を養成し、協働型地域子育て環境の充実を図るとともに、訪問型の障がい児保育や病児保育対応についても検討を進めます。また、男性会員の拡充にも努めます。そのほか、活動場所の確保を含め、地域で活動する子育てグループの育成を支援します。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
子育てサポーター等の 子育て人財の養成	訪問型の障がい児保 育や病児保育の実現	試行	実 施 "			充 実 ——	

◆3-(3)-③ 乳児家庭全戸訪問の実施

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスの提供につなげます。乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。なお、実施にあたっては、新生児訪問指導事業やはじめての絵本(ブックスタート)事業と連携しながら推進します。

	計画期間	前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
乳児家庭全戸訪問の実施	新生児訪問指導事業 等との連携による養育 支援訪問事業への拡充	試行	実施		\rightarrow	充 実 ━━━	

W 推進事業

≪1-(1)-① 「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進

「三鷹子ども憲章」及び「子育て支援ビジョン」の理念の実現に向け、子育て支援施策の推進と充実を、地域の子育て支援や児童青少年健全育成を担っている関係機関・団体やNPOとの連携を図り推進します。

≪2-(1)-② 子ども相談窓口機能の充実

子ども本人からのSOSや相談等を受けとめるための相談窓口機能として、子ども家庭支援センターや児童館及び総合教育相談室等の関係機関の連携による相談体制の充実を図ります。また、「みたか子育てねっと」(注2)を活用したインターネットによる相談事業の充実を図ります。

(注2)「みたか子育てねっと」: 市民の子育て支援に向けて、インターネットの利点を活用して市が開設するホームページ のことです。市民と事業者と行政が協力し、子育てに関する人、施設、サービスなどの地域にある情報をトータル に提供しています。

◆2-(2)-① スクールソーシャルワーカーの配置

児童・生徒の教育上の課題を解決するため、心の安定とともに、児童・生徒を取り巻く家庭等の環境への働きかけを行うスクールソーシャルワーカー(注3)を配置しています。学校における児童・生徒の課題について、福祉・保健・医療等の機関と連携しながら家庭を支援するため、市が学校に配置しているスクールカウンセラー(注4)の活用も含めて、計画的に配置します。

- (注3) スクールソーシャルワーカー:児童・生徒を取り巻く学校、家庭、地域、友人関係、環境の課題を整理し、教育だけでなく福祉・保健・医療等の機関との連携や調整を図りながら支援を行います。
- (注4) スクールカウンセラー:主に臨床心理の面から児童・生徒や保護者に対して心理的な面から相談にのり、必要な支援を行います。

◆3-(1)-① 子ども家庭支援センターの機能強化

◆3-(1)-② 子育て相談機能の充実

子育て支援の拠点施設としての子ども家庭支援センターにおいて、新たに虐待に対応する専門職員を配置して機能の強化を図り、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、児童館やむらさき子どもひろば(注5)等においても、関係機関と連携しながら子育て家庭が抱える問題や悩みなどの相談事業の充実を図るとともに、「みたか子育てねっと」など、インターネットを活用した相談事業の充実を図ります。

(注5) むらさき子どもひろば:乳幼児から小学生を対象にした児童館的機能と子育て支援の機能を兼ねた子どものための 拠点施設のことです。

≪3-(2)-① 子どもの虐待予防・早期発見と心のケア

「子ども虐待防止対応マニュアル」等を活用し、虐待の予防、早期発見に努めます。また、関係機関と密接な連携を図るとともに、虐待の問題を家族単位でとらえて相談・支援を行うファミリー・ソーシャルワークの視点に立ち、虐待を受けている子どもへの支援だけではなく、虐待をさせないための、親への支援とサポートを充実するとともに、心のケアに関する事業を推進します。

◆4-(1)-① 関係機関等との連携による施策の充実

学校、児童館、子ども家庭支援センター、児童相談所等の関係機関や、市内大学、NPO等の関係団体、カウンセラー等の専門家との連携を図ることにより、子どもの人権の尊重及び成長を支援するための施策の充実を図ります。

加 関連個別計画

- 子育て支援ビジョン
- 次世代育成支援行動計画(後期計画)
- 健康福祉総合計画 2022
- ●教育ビジョン 2022
- ●教育支援プラン 2022

*2 子育て支援の充実

■ 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

厚生労働省の2010年人口動態統計で、1人の女性が一生の間に産む子どもの平均数を示す「合計特殊出生率」は1.39となり、やや上向いているとはいえ、若者の非婚・晩婚化の進行や、出産可能な女性の数が今後減少傾向にあることを考えると、少子化の傾向は今後も続くものと考えられます。

市では、次世代育成支援の総合的指針である「子育て支援ビジョン」(平成21年3月)や、具体的な施策や目標を示した「次世代育成支援行動計画(後期)」(平成22年3月)を策定し、すべての子どもの健やかな「育ち」を地域全体で支える「子ども支援」と「子育て支援」の取り組みを進めています。

近年は、少子高齢化の進行に伴い、家族規模の縮小や核家族化が定着し、子育ての知恵が伝承されに くい環境を背景に、子育て家庭の孤立化に起因する子どもへの虐待や、親の育児不安等が深刻な社会問 題の1つとして指摘されていることから、在宅子育て支援の充実が課題です。

また、保育園の入所希望者の増加に伴い、公設民営保育所や民間の認可・認証保育所及び家庭的保育事業者の増設、市立保育園の定員の弾力化など、平成15年度から平成23年4月までの8年間で約800人の保育定員数を増加してきましたが、現在も待機児童数の解消には至らず、課題となっています。

施策の方向

子育て支援ビジョン、次世代育成支援行動計画(後期計画)に基づき、すべての子どもが地域の中で、健やかに育ち、笑顔がきらめく子ども・子育て支援のまちづくりを進めます。地域における在宅子育て支援や保育サービスの充実と保育園待機児童解消に取り組み、地域、企業、家庭の連携の下、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を図ります。

また、国が検討している「子ども・子育て新システム」については、国の動向等を注視し、基礎自治体として適切に対応します。

🕕 まちづくり指標

行 政 指 標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)
保育園待機児童の解消	保育園待機児童の解消 243人		0人	0人

保育園の待機児童数を示す指標です。民間認可保育園や認証保育所の開設支援、市立保育園の弾力運用等により、平成22年4月1日現在で243人の待機児童をなくすことをめざします。

協働指標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)
市内の保育施設における保育 定員数	2,491人	2,950人	3,000人	3,000人

市内の保育園・認証保育所・家庭的保育事業者等すべての保育施設における保育定員数を示す指標です。さまざまな施策を組み合わせて、保育ニーズに対応した定員拡充をめざします。

施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、地域社会の中において、情報共有を図り ながら子どもを育む社会形成の一翼を担います。
- 事業者は、市の保育理念を理解し、保育の質の向

上に留意するとともに、保育ニーズを的確に把握 しながら保育事業を実施するよう努めます。

市の役割

- ●市は、待機児童の解消に向け、さまざまな施策を 講じるとともに、保育の質を確保しながら保育 サービスを提供します。
- 市は、関係機関と連携しながら、地域における子 ども・子育て支援を推進します。
- 市は、地域のニーズを的確に把握し、国の「子ども・子育て新システム」に適切に対応します。
- 市は、不登校、ひきこもりなど、さまざまな問題を抱えている子どもや若者たちを支援するため、体制(ネットワーク)の整備を進めます。

主要:主要事業 推進:推進事業

W

施策・主な事業の体系

計画等の策定と推進

(1)	「子育て支援ビジョン」「次世代育 成支援行動計画」に基づく子ど も・子育て支援施策の推進	推進	①「子育て支援ビジョン」「次世代育成支援行動計画(後期 計画)」に基づく子ども・子育て支援施策の推進
(2)	「子ども・子育て新システム事業 計画(仮称)」の策定	主要	①「子ども・子育て新システム事業計画(仮称)」の策定

2 地域のすべての子育て家庭の支援

		主要	①子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討		
(1)	(1) 総合的な子育て支援サービスの 展開	推進	②子育て相談機能の充実 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照		
	成例	推進	③子どもの虐待予防・早期発見と心のケア ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照		
(2)	地域の子育て力の向上	主要	①地域の子育て力の向上 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照		
		推進	①親子ひろば事業の充実		
		推進	②保育所地域開放事業の充実		
(3)	在宅の子育て支援サービスの充実	推進	③私立幼稚園による子育て支援事業への支援の検討		
			④一時保育、緊急保育、子どもショートステイ事業等の拡充		
			⑤育児支援ヘルパー事業の充実		
			①企業の子育て支援への働きかけ		
(4)	ワーク・ライフ・バランスの推進		②男性の育児参加支援		
			③三世代交流事業の推進		
(5)	子育て世帯への経済的な支援		①児童手当の支給		

3 待機児童解消への取り組みと保育サービスの充実

		主要	①保育園の改修・建替え等による市立保育園の定員拡充				
		主要 ②民間認可保育所、認証保育所の開設支援					
(1)	待機児童解消への取り組み	機児童解消への取り組み 推進	③家庭的保育事業者(保育ママ)の拡充				
			④事業所内保育施設等の開設支援				
			⑤私立幼稚園の保育機能の充実と保育施設との連携の検討				

			①保育の質の確保及び向上
			②セーフティーネット機能の確保
			③延長保育、病児・病後児支援事業等の充実
(2)	保育サービスの充実		④働き方に即した保育サービスの充実
(2)			⑤障がい児保育の充実
			⑥保育園・ハピネスセンターと小・中・高校生及び高齢
			者・障がい者等との交流
			⑦第三者評価によるサービス評価の実施
(3)	民間保育所等への支援		①民間保育所等への支援
(3)	民间体目別寺(0)又援		②認可外保育施設利用者への助成制度の実施
(4)	効率的な保育園の運営	主要	①市立保育園の効率的な運営の検討とその実施
(4)	が全球な体育園の建名		②公設民営保育園の運営の充実
(5)	財源の確保と費用負担のあり方	推進	①適正な受益者負担のあり方の検討
	の検討		
(6)	子ども・子育て新システムへの 適切な対応	主要	①子ども・子育て新システムへの適切な対応

4 児童青少年の健全育成と子どもたちの居場所づくり

(1)	(1) 学校等を活用した居場所づくり -		①子どもの安全安心な活動拠点としての地域開放の推進 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
(1)	子仪寺で沿用した店場別フへり	推進	②地域子どもクラブ事業の充実
			▶ 「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
		主要	①学童保育所の整備と効率的な運営の検討
(2)	学童保育所の充実	主要	②障がい児受け入れ人数等の拡充の検討
		推進	③学童保育所の保育時間の延長
		推進	①児童館機能の拡充
(3)	児童館の充実		②子ども相談窓口機能の充実 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
			③子ども・若者支援の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
(4)	各施設の連携		①地域子どもクラブ、学童保育所、児童館、親子ひろば等 との連携
(4) 合肥設の建携	「一位心政り生活		②児童サービスの充実 ▶「第7部-第1-2 図書館活動」参照

5 ひとり親家庭の支援

		推進	①母子生活支援施設の活用
(1)	ひといきを存むされたまだ	推進	②生活安定、自立支援の拡充
(1)	1) ひとり親家庭の自立に向けた支援		③日常生活、養育の支援
			④ひとり親医療費の助成

6 母と子の健康づくりの推進

(1)	母子保健の充実	推進	①母子保健に関する疾病予防・健康増進事業の推進 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照					
(2)	子どもの医療費助成の実施		①乳幼児医療費の助成 ②義務教育就学児医療費の助成					
(3)	小児夜間診療の実施		①小児初期救急平日準夜間診療の実施 ▶「第5部-第5 健康づくりの推進」参照					

7 計画の推進

	(1) 推進体制の整備		①「次世代育成支援推進協議会」の設置		
(1)			②三鷹教育・子育て研究所の活用		
			③関係機関等との連携による施策の充実		
(2)	危機管理体制の整備	主要	①児童施設等の災害時における危機管理体制の整備		

V 主要事業

≪1-(2)-① 「子ども・子育て新システム事業計画(仮称)」の策定

≪3-(6)-① 子ども・子育て新システムへの適切な対応

就学前児童に対する教育と保育のあり方や子育て支援のあり方については、国において、幼保一体化や子どもに対する給付の一本化など、「子ども・子育て新システム」という新たな制度が検討されています。市では、子どもの最善の利益の実現を基本とし、地域の実情に合った子ども・子育て支援施策を推進する立場から、制度の方向性を適切に把握しつつ、幼児教育及び保育サービスの充実を図ります。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
子ども・子育て新シス テムへの適切な対応	「子ども・子育て新システム事業計画(仮称)」 の策定・事業の実施	研 究		調査	策定	事業の実施と 検証	

◆2-(1)-① 子ども家庭支援センターの機能強化と拡充に向けた検討

子育て支援の拠点施設として、子ども家庭支援センターの機能を強化し、相談からサービス提供まで包括的に子育て支援サービスを提供します。また、多機能型保育園及び在宅子育て支援の拠点として、駅前保育園と子ども家庭支援センターの連携を強化し、サービスの拡充を推進します。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
子ども家庭支援センターの機能強化と拡充 に向けた検討	地域の子育で支援サー ビスの拡充	検 討	実施	-	検証	拡 充 ——	-

◆3-(1)-① 保育園の改修・建替え等による市立保育園の定員拡充

老朽化している市立保育園について、耐震診断の結果を踏まえて、計画的に改修・建替えを行います。都営住宅に併設されている保育園については、東京都と連携して施設の建替えを行い、保育の質の確保と定員拡充を図ります。また、三鷹台団地土地利用転換に伴う子育て支援施設の統合・再配置についても、その規模、運営形態、付加機能等について検討し、実施に向けて取り組みます。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
保育園の改修・建替え 等による市立保育園の 定員拡充 (事業費:約2億円)	施設の改修・建替え、 定員拡充	南浦西建替え	施設等の検討三鷹台団地	定員拡充 新施設移転·	検討・実施		計画的な改修・建替え、定員拡充

◆3-(1)-② 民間認可保育所、認証保育所の開設支援

公有地を社会福祉法人等の保育事業者に一定期間貸し付け、国や東京都の補助金を活用した整備費の支援により認可保育所の開設を支援します。

また、民間土地所有者が所有する用地に建物を建設したものを株式会社やNPO等の保育事業者が借り上

げ、国等の補助金を活用して認可保育所を開設することを支援します。

あわせて、東京都の認証保育所制度を活用して、認証保育所の開設や無認可保育所の認証保育所化を支援します。そのほか、事業所内保育所的要素を持った認証保育所の開設を支援します。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
民間認可保育所、認証 保育所の開設支援 (事業費:約5億8千万円)	保育定員の拡充及び 待機児童の解消	3 園	3 園	定員増加	の 解 消 量		-

≪3-(4)-① 市立保育園の効率的な運営の検討とその実施

老朽化している市立保育園を建替える際に定員拡充を行うと同時に保育の質の確保を踏まえた公設民営化を 進めます。また、保育需要に合わせた保育園の適正配置及び年齢別の保育定員の適正化を行う中で、既存の保 育園の統合を図り、効率的運営を推進します。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
市立保育園の効率的な 運営の検討とその実施	公設民営化	検 討 ["]		1	検討	検討、実施 ━	

≪4-(2)-① 学童保育所の整備と効率的な運営の検討

≪4-(2)-② 障がい児受け入れ人数等の拡充の検討

老朽化した施設の解消及び待機児童解消のため、学童保育所の改修・整備を進めます。児童1人あたりの保育面積を確保するなど、保育環境の改善を図ります。また、入所を希望する利用者の増加に対応するため、定員の見直しや弾力的な運用、施設の転用などの検討を行い、待機児童の解消をめざすとともに、学童保育所の運営及び施設整備等に係る経費負担の適正化を図るため、学童保育所育成料の見直しや障がい児の受け入れ人数等の拡充、さらに学童保育を含めすべての児童に向けた放課後の取り組みのあり方についても検討します。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学童保育所の整備と効 率的な運営の検討	学童保育所の改修・ 整備	1 か 所		4 か 所		2か所検討	

≪7-(2)-① 児童施設等の災害時における危機管理体制の整備

大地震等の災害発生時において、保育施設における子どもの安全の確保及び保護者の帰宅困難等に適切に対応するため、「災害時行動マニュアル(仮称)」を策定します。あわせて、その他の児童施設等における子どもや保護者の安全を確保するための体制等についても検討します。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
児童施設等の災害時に おける危機管理体制の 整備	「災害時行動マニュア ル(仮称)」の策定、 運用	検 討	策定	運用		見直し、改善 🗕	

VI 推進事業

◆1-(1)-① 「子育て支援ビジョン」、「次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づく子ども・ 子育て支援施策の推進

次世代育成支援推進協議会を設置し、行動計画の進行管理及び見直しに係る協議並びに実施の状況に関する評価及び検証を行うとともに、実施事業量を毎年度公表し、子ども・子育て支援施策を推進します。

≪2-(3)-① 親子ひろば事業の充実

家庭における子育で不安や孤立感の解消を図るため、引き続き親子ひろば事業を実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、すくすくひろば(注1)等における各種育児講座・育児相談等を充実し、在宅子育で支援を推進します。

(注1) すくすくひろば:遊びや交流の場の提供や講習会等を行う、子育て支援施設のことです。

◆2-(3)-② 保育所地域開放事業の充実

≪2-(3)-③ 私立幼稚園による子育て支援事業への支援の検討

子育て不安を解消するために地域における子育て拠点として、引き続き保育をはじめとする栄養、保健など 専門的な機能を活かした地域開放事業を推進するとともに、保育園と子ども家庭支援センターが連携し、互い に提供しているサービスを通じて利用者のニーズを検証し、地域に根差した保育園独自の新たなサービスを提 供します。

また、地域における多様な保育ニーズに対応するため、地域の教育資源である私立幼稚園が行う子育て支援事業への支援のあり方を検討します。

≪3-(1)-③ 家庭的保育事業者(保育ママ)の拡充

児童福祉法が改正され、家庭福祉員(保育ママ)制度が、国の「家庭的保育事業」として位置付けられたことに伴い、NPO等が家庭的保育事業者として保育を行うこと等を含め、事業の拡充を図ります。

≪3-(5)-① 適正な受益者負担のあり方の検討

認可保育園の保育料負担金について、保育所運営に係る経費負担の適正化を図るため、在宅子育て家庭と保育施設を利用する家庭への経済的支援施策とのバランスをとりつつ、保育料負担金について見直します。

≪4-(2)-③ 学童保育所の保育時間の延長

学童保育所の保育時間を延長し、「小1の壁」の解消と利用者の保育ニーズに応え、一層のサービスの向上 を図ります。

◆4-(3)-① 児童館機能の拡充

児童館の利用者として、中学生や高校生の利用者が増加し、中高生世代の居場所としてのニーズも高まっていることから、児童館の機能を充実・拡大するため、開館時間の延長や、児童館の施設活用のあり方について検討します。

◆5-(1)-① 母子生活支援施設の活用

母子生活支援施設において、母子ともに安定した生活が過ごせるように、心理療法士等を定期的に配置し、母子の心のケアに取り組み、自立に向けた具体的な支援を行います。

◆5-(1)-② 生活安定、自立支援の拡充

自立して生活していくためには就職し、安定した収入を得ることが必要なことから、ハローワークや東京都ひとり親家庭支援センター等、国や東京都、地域の関係機関と連携し、就職に関する相談や就職に必要な技能を身につけるための支援を推進します。

W

関連個別計画

- 子育て支援ビジョン
- 次世代育成支援行動計画(後期計画)
- ●健康福祉総合計画 2022

^第3

魅力ある教育の推進



基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

平成18年に策定した「教育ビジョン」に基づき、保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」を基盤とし、義務教育9年間の連続性と系統性のある指導と特色ある教育活動の充実を図る「小・中一貫教育」の推進に取り組んできました。「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」については、平成18年にモデル校として開園した「にしみたか学園」の検証を踏まえ、平成21年度には、全市立小・中学校が「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校」となり、市内7つの学園による学校教育の仕組みを整備しました。今後も、検証・改善を重ねながら、この仕組みをより効果的かつ持続可能なものとし、充実・発展させることが求められています。また、教育支援においては、「教育支援プラン」に基づき、教育支援学級の計画的な設置を進め、一人ひとりのニーズに応じた教育支援を推進しました。

このほか、教育内容の充実や校務事務の効率化を図るため、コンピュータ室の整備や教員用パソコンの配置など小・中学校におけるICT環境を整備するとともに、学校・学園ホームページの整備などに取り組みました。今後も、平成23年4月に文部科学省が公表した「教育の情報化ビジョン」等で示されためざすべき姿を参考とし、小・中学校におけるICT環境整備を図るとともに、ICT機器等の特性を活かした教育活動等の充実を図ることが課題です。

施策の方向

「教育ビジョン 2022」に基づき、「人間力」と「社会力」を身に付けた子どもの育成をめざし、「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」を通して、一人ひとりのニーズに応じた教育内容の充実を図ります。この取り組みにあたっては、学校・家庭・地域との一層の協働・連携を進め、積極的に地域人財の育成・確保に努めながら、コミュニティ・スクールの機能と市の特色ある教育の充実を図ります。さらに、各学校がコミュニティ・スクールとして充実・発展することにより、地域で展開されているコミュニティ活動などさまざまな活動との連携が深まり、学校の持つハード(施設)とソフト(人財や知的資源)の両面における潜在的な力が最大限発揮され、学校を拠点に地域の活性化が図られていく、学校を核としたコミュニティづくり「スクール・コミュニティの創造」をめざします。

また、「教育支援プラン 2022」に基づき、障がいのあるなしに関わらず、次代を担う人として育っていくことを支援するための教育支援を引き続き推進するとともに、三鷹らしい教育を実現するため、三鷹教育・子育で研究所の研究・研修機能の拡充を図ります。

小・中学校で利用しているICT機器等が更新時期を迎えることから、セキュリティ面や信頼性、コストに考慮しながら再整備と最適化を推進します。また、ICT環境の整備に合わせ、教職員への研修の充実、利活用にあたっての支援・サポート体制の整備を推進します。

🕕 まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)
市立小学校卒業者の市立中校への進学者数の割合	78.3%	79.0%	80.0%	81.0%

市立小学校から市立中学校への入学率を示す指標です。市の小・中一貫教育校が市民から積極的に支持されるよう、学校・家庭・地域の連携・協働により、一層の教育の充実を図り、市立中学校への進学者数の割合の増加をめざします。(進学者数の割合は、各年の前3年の平均値です。)

協働指標	計画策定時の状況	前期目標値	中期目標値	目標値
	(平成22年)	(平成26年)	(平成30年)	(平成34年)
学校支援ボランティアの参加者数	7,835人	8,000人	9,000人	10,000人

コミュニティ・スクールとしての活動の特徴である学校支援ボランティアの参画の状況を示す指標です。これまでも多数の保護者・地域の方がボランティアとしてさまざまな学校の活動に参画されていますが、今後も児童・生徒の「人間力」「社会力」を高め、安心して学習できるよう、地域との協働により学校支援ボランティアの一層の充実をめざします。

施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 保護者及び地域住民は、学校との連携・協働により、地域ぐるみで子どもたちを育むさまざまな活動を推進するなど、学校・家庭・地域が一体となったコミュニティ・スクールの充実に向けて取り組みを進めます。
- 保護者及び地域住民は、コミュニティ・スクール 委員会や学校を支援する関係団体等の活動を通じ て、学校運営への積極的な参画や学校支援の活動 に取り組みます。

市の役割

- ●市は、これまでの実践を踏まえ、より効果的かつ 持続可能な取り組みとして実施できる、三鷹型の 「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫 教育システム」を構築するため、コミュニティ・ スクール委員会の機能の充実や学校支援者の組織 化の支援など、一層の条件整備を進めます。
- 市は、三鷹ネットワーク大学推進機構と協働して、三鷹教育・子育て研究所の研究・研修機能を 有効に利活用していきます。
- 市は、私立幼稚園と協力して、幼児教育の振興に 資する取り組みを行います。

₩ 施策・主な事業の体系

主要:主要事業 推進:推進事業

1 計画等の策定と推進

(1) 「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進	推進	①「三鷹子ども憲章」に基づく子ども施策の推進 ▶「第6部-第1 子どもの人権の尊重」参照
(2) 計画の笠字と推進	主要	①「教育ビジョン 2022」の策定と推進
(2)	計画の策定と推進	主要	②「教育支援プラン2022」の策定と推進

2 コミュニティ・スクールの充実

		主要	①コミュニティ・スクールの機能の充実			
(1)	地域との連携による学校教育の	主要	②「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実			
(1)	推進		③学校評価・学園評価の充実			
		推進	④地域人財による学習指導の充実			

3 小・中一貫教育の推進を軸とする教育内容の充実

		主要	①知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実		
	(1) 小・中一貫教育の充実と発展	主要	②効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築		
(1)		主要	③学園の特色ある教育活動の充実		
		推進	④少人数学習集団による指導の推進と充実		
		推進	⑤キャリア・アントレプレナーシップ教育の推進と充実		

(2)	多様な教育的ニーズに対応する	主要	①教育支援の充実			
(2)	個に応じた指導の推進		②個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進			
(3)	2) 学習控助と継令の保障		①学習指導員派遣事業の充実			
(3)	(3) 学習援助と機会の保障		②外国人・帰国児童・生徒への支援			
		主要	①幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進			
(4)	(4) 幼児教育の充実	主要	②子ども・子育て新システムへの適切な対応 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照			
			③私立幼稚園保護者への助成の継続			
			④私立幼稚園への助成の充実			
	(5) 三鷹らしい教育の実現	主要	①三鷹教育・子育て研究所の機能の拡充と活用の推進			
(E)		主要	②三鷹らしい教育の実現をめざす人財の育成			
(5)		推進	③カリキュラム・ライブラリーの設置			
			④学校図書館の整備と地域開放の実施			
		主要	①学校におけるICT利用環境の整備と活用			
(6)	ICTを注用した魅力なる教育の批准	推進	②学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリ			
(0)	ICTを活用した魅力ある教育の推進 -	推進	ティの向上			
		推進	③学校・家庭・地域間の連携の推進			

4 生活指導の充実

(1)	健全育成の充実	①健全育成の充実
(2)	問題行動への対応	①問題行動への対応
(3)	いじめ・不登校への対応	①いじめ・不登校への対応

5 教育センター機能の充実

(1)	1) 教育センター機能の充実	主要	①教育センターの耐震補強及び計画的補修工事の実施
(1)	教育セクター機能の元夫		②教育センター機能の充実

6 義務教育での保護者負担の軽減等

(1))保護者負担の軽減等	①修学旅行、教材等への公費負担の継続
(1)	休蔵日貝担の牲/収号	②市立小・中学校への振興助成等の継続

V 主要事業

≪1-(2)-① 「教育ビジョン 2022」の策定と推進

市の地域特性を活かし、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの「人間力」と「社会力」を一層育成していくことを基本的な視点におき、三鷹の教育がめざす基本的かつ総合的な構想として、「教育ビジョン2022」を策定します。教育ビジョンの推進にあたっては、毎年度、市教育委員会が定める「基本方針と事業計画」に具体的な施策・事業を示し、積極的な推進を図ります。

	計画期間		前期		中期	後期	
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
「教育ビジョン 2022」	策定、推進	策	推				
の策定と推進	水龙、淮连	定	進				

≪1-(2)-② 「教育支援プラン 2022」の策定と推進

障がいのある子もない子も学校・家庭・地域の力を得て、次代を担う人として心豊かに育っていくことを支援するために、「教育支援プラン 2022」を策定・推進します。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
「教育支援プラン	策定、推進	策	推				
2022」の策定と推進	水龙、淮连	定	進				

≪2-(1)-① コミュニティ・スクールの機能の充実

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に定められた学校運営協議会、学園単位でのコミュニティ・スクール委員会の全学校・全学園での設置が完了しました。今後は、コミュニティ・スクール委員会の一層の機能の充実を図るとともに、地域人財の参画を促進し、学校支援ボランティアの一層の拡充を図り、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちを育む活動の推進、家庭・地域と一体になった学校の活性化をめざします。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
コミュニティ・スクー		充実拡					
ルの機能の充実	の充実と学校支援ボ ランティアの拡充	拡充					

≪2-(1)-② 「スクール・コミュニティ」の創造に向けた支援組織の充実

コミュニティ・スクールを支える学校支援者の組織化を支援するなどして継続的かつ安定的な学校支援の条件整備を進めるとともに、地域との協働をより一層進め、学校を拠点とした地域活動の活性化を図ることにより、学校を核としたコミュニティづくりを促進します。

		計画期間		前	期		中期	後期
		(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
「スクール・ティ」の創造支援組織の3	造に向けた	学校支援者の組織化 の支援と安定的な支 援体制の整備	支援			\rightarrow	充 実 ━━━	-

≪3-(1)-① 知・徳・体の調和のとれた三鷹の子どもを育てる教育内容の充実

学校教育では9年間の小・中一貫教育の中で、学びの連続性と系統性を明確にした市の小・中一貫カリキュラムによる学習指導の推進を図ります。さまざまな教育活動を充実させ、より一層「人間力」「社会力」を身に付け、知・徳・体のバランスのとれた児童・生徒を育成します。学力の向上・科学教育の充実・外国人指導者による外国語教育の充実、人権教育の推進・道徳教育の充実、健康・安全教育の充実・食育等の推進により、9年間の教育内容を充実させ、確実に学習内容の定着を図り、三鷹の子どもたちの学びのより一層の充実を図ります。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
知・徳・体の調和のと れた三鷹の子どもを育	教育内容の充実	充_					
てる教育内容の充実	教育的各の元夫	実					

≪3-(1)-② 効果的かつ持続可能な学園運営システムの構築

小・中相互乗り入れ授業を含めた学園内の教職員の交流、異校種への配置等、効果的な指導交流を実施するなど、これまでの実践を踏まえ、小・中一貫教育校としてより効果的かつ持続可能な学園運営ができるシステムを構築します。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
効果的かつ持続可能な学	学園運営システムの	充					
園運営システムの構築	改善・充実	実					

≪3-(1)-③ 学園の特色ある教育活動の充実

小・中一貫教育校である学園の教育計画に基づく各学校の教育課程の編成を通して特色ある学園づくりを推進していきます。また、一体感のある学園経営を促進するために学園長の権限や人事面でのインセンティブの拡大を図ります。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学園の特色ある教育活	学園の特色ある教育	充_					
動の充実	活動の推進・充実	実					

≪3-(2)-① 教育支援の充実

「教育支援プラン(平成19年策定)」に基づき、5学園に小・中一貫の教育支援学級(固定制・知的障がい)の設置が実現しました。今後は、国及び「東京都第3次特別支援教育推進計画」の動向を踏まえながら、「教育支援プラン2022」に基づいて教育内容の充実を図ります。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
教育支援の充実	充実・推進	推_					
我自又ig♥/儿 人	九天、淮连	進					

≪3-(2)-② 個性や特性を最大限に発揮できる教育方法の推進

児童・生徒のもてる能力を最大限に引き出し、一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るために、多様な教育方法を取り入れた指導に取り組みます。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
個性や特性を最大限に 発揮できる教育方法の 推進	さまざまなニーズに 応じた個に応じた指 導実践の普及	調査研究	-	試 行		推進 —	

≪3-(4)-① 幼稚園・保育園と小学校との連携教育の推進

小学校入学前後の移行期を円滑で実り多いものにするため、「幼稚園・保育園と小学校・学童保育所等との連携地区連絡会」の充実を図り、連携事業を推進します。具体的な連携事業については、子どもと保護者の不安に応えるため、園児の学校体験・学校行事への参加や学校給食体験などを行うとともに、保護者のためのガイドブックの配布や説明会の開催などを行います。また、連携地区連絡会を通して研修の実施や情報交換・交流を促進し、連携の強化を図ります。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
幼稚園・保育園と小学	幼稚園・保育園と小 学校との連携教育の	推_					
校との連携教育の推進	子校との建携教育の 推進	進					

≪3-(5)-① 三鷹教育・子育で研究所の機能の拡充と活用の推進

市、市教育委員会、三鷹ネットワーク大学推進機構の三者で共同設置した三鷹教育・子育で研究所を活用し、市の教育及び子育で支援のまちづくりに資する調査研究事業や人財育成事業の積極的な展開を図ります。 また、三鷹教育・子育で研究所の機能の拡充について検討を行います。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
三鷹教育・子育て研究所の機能の拡充と活用	調査・研究の実施 人財の育成	推	拡				
の推進	機能の拡充	進	充 "				

≪3-(5)-② 三鷹らしい教育の実現をめざす人財の育成

市の教育理念である「コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育」の意義を理解し、意欲ある教員を育成するため、教員の「人財育成方針」を策定し、教員の資質・能力の向上をめざしたキャリア支援と研修プログラムの充実を図ります。また、三鷹ネットワーク大学推進機構と連携し、「教師力養成講座・錬成講座」等を実施するとともに、学校教育活動への支援者を養成するための研修・講座の充実を図ります。

	計画期間		前期			中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
三鷹らしい教育の実現	人財育成方針の策定 及びそれに基づく人	調査	策	充			
をめざす人財の育成	財の育成	研究	定	実			

≪3-(6)-① 学校における ICT利用環境の整備と活用

教育活動・内容の充実と業務(校務事務)の効率化を図るため、「教育の情報化ビジョン」(文部科学省)、「教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン」(総務省)等を踏まえ、小・中学校で授業や校務に利活用するICT環境・機器の整備を進めます。その際には、デジタル教材・教具の活用策の検討、教職員の研修・サポート体制の整備を合わせて行います。なお、情報セキュリティ機能の向上とともに、所要経費の適正化を図ります。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学校におけるICT利用 環境の整備と活用	授業等での活用 維持・管理	調査	整備	\rightarrow	活 用	-	更新

◆5-(1)-① 教育センターの耐震補強及び計画的補修工事の実施

学校教育の充実と振興を図るために昭和55年に設置した三鷹市教育センターについて、耐震性の確保、施設機能の維持及び消費エネルギーの削減を図るため、耐震補強工事及び計画的な維持補修工事を実施します。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
教育センターの耐震補 強及び計画的補修工事 の実施	耐震補強工事の完了 と維持管理	管理			設計	工事管理	

V 推進事業

◆2-(1)-③ 学校評価・学園評価の充実

学校評価・学園評価の充実を図り、コミュニティ・スクールとしての地域や保護者のニーズをより的確に把握し、学校改善に活かしていく仕組みを整えます。

◆2-(1)-④ 地域人財による学習指導の充実

学生ボランティア等の積極的な活用や市民や保護者による授業サポート等の指導体制を充実させ、児童・生徒に学習内容を定着させ学力の向上を図ります。また、さまざまな分野で専門性の高い市民の知識・経験を授業や児童・生徒の活動場面で有効に活かす仕組みづくりを推進していきます。コミュニティ・スクールの機能を十分に活かし、さまざまな大人と関わる機会をとおして、「人間力」「社会力」を育成していきます。

≪3-(1)-④ 少人数学習集団による指導の推進と充実

地域の人財、環境を活かした教育活動や、小・中一貫教育校ならではの児童・生徒の交流活動などを推進するとともに、これまで市で推進してきた少人数学習集団による指導等、指導方法の工夫・改善をより一層すすめ、学園の特色ある教育活動の充実を図ります。

≪3-(1)-⑤ キャリア・アントレプレナーシップ教育の推進と充実

コミュニティ・スクールの特性を活かし、地域の多様な大人と出会う機会の充実を図り、児童・生徒が望ましい勤労観・職業観と「人間力」「社会力」を身につけられるようキャリア・アントレプレナーシップ教育(注1)の推進・充実を図ります。

(注1) キャリア・アントレプレナーシップ教育:チャレンジ精神や創造性を発揮しながら、新しい価値と社会を創造していこうとする起業家が持つような意欲と能力を養うアントレプレナーシップ教育に、勤労観・職業観とともに自己の個性を理解し、主体的に将来を選択していく態度を育むキャリア教育と合わせて実施する教育のことです。

◆3-(3)-① 学習指導員派遣事業の充実

発達障がいや長期欠席等で学習に課題のある児童・生徒への学習指導を行う学習指導員を学園単位で派遣することにより、小・中一貫教育校による教育支援のさらなる充実を図ります。

≪3-(5)-③ カリキュラム・ライブラリーの設置

市立小・中学校での優れた教育実践を各学校や各教員が共有し、さらなる教育活動の充実を図るため、市指定の研究奨励校や研究協力校、各学園の研究組織、そして三鷹市立小・中学校教育研究会等と連携し、研究成果がより一層各学校で活用されるよう教員用コンピュータから利用できるカリキュラム・ライブラリーを設置します。

◆3-(6)-② 学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上

◆3-(6)-③ 学校・家庭・地域間の連携の推進

学校及び学園のホームページは、学校・家庭・地域間の情報共有基盤として重要な役割を担っていることから、その内容の充実とともに、迅速な情報提供を図ります。このため、誰もが使いやすいホームページをめざして、市ホームページと同様にウェブアクセシビリティに関するJIS規格に基づいた「ウェブアクセシビリティ方針」の整備を図るとともに、教職員等の研修の充実などの取り組みを進めます。また、学校・家庭・地域間の連携の強化を図るため、地域SNSの利活用の推進など検討・調整を行うとともに、緊急時等における学校から家庭への連絡手段のあり方についても検討を進めます。

W

関連個別計画

- ●教育ビジョン2022
- ●教育支援プラン 2022
- ●健康福祉総合計画2022
- 子育て支援ビジョン
- 次世代育成支援行動計画(後期計画)

第4

安全で開かれた学校環境の整備

基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

第3次基本計画においては、学校施設の耐震補強工事・改修工事等の計画的な実施、学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進、学校図書館の整備と地域開放などを主要課題として位置付け、安全で開かれた学校環境の整備に積極的に取り組んできました。学校施設は、児童・生徒にとって、学習の場であり、多くの時間を過ごす場であることから、快適で質の高い教育環境の整備に努めることは引き続き重要な課題です。また、地域コミュニティづくりの場として、校庭、学校図書館、校舎などの学校施設の開放により、子どもの安全で安心な活動拠点、地域の生涯学習やスポーツの拠点としての機能を果たす必要があります。さらに、大規模な災害発生時には、児童・生徒の安全を確保するとともに、地域の重要な防災拠点としての機能を担う必要があります。

放課後や土曜・日曜日に子どもたちが安全に安心して文化・スポーツ活動や自由遊びができるよう、 学校を拠点とした子どもの居場所として地域子どもクラブ事業を保護者、地域団体、学校等との連携に より進めてきました。地域子どもクラブの事業内容の質、量の拡充・向上と安定した運営を図るため、 各地域子どもクラブの担い手の育成、人財の確保、学校をはじめとする関係機関・団体との連携、協力 体制の充実が課題となっています。

施策の方向

地域防災計画に一時避難場所及び避難所として位置づけられている市立小・中学校について、災害発生時の避難所としての開設・運営に係る施設整備の一層の充実を図るとともに、初動から避難所運営、 早期復旧までの危機管理体制を確立し、防災拠点としての機能強化を図ります。

児童・生徒の学習の場として、快適で質の高い教育環境を実現するために、小・中学校教室への空調設備整備や学校施設の大規模改修工事に取り組みます。また、小・中学校の校舎・体育館の多くは建設以来40年を経過した建物も多いことから、耐震補強工事を完了させ、天井材、照明器具、家具などの「非構造部材」の耐震化を進めるとともに、施設・設備の老朽化対策、誰もが使いやすい施設とするためのトイレ改修やバリアフリー施設の整備等を計画的に実施していきます。さらなる安全で開かれた学校環境の整備をめざし、環境に配慮した学校環境の整備や、学校の地域拠点化を推進します。

地域子どもクラブについては、保護者、地域全体、学校等の連携により安定した運営を図り、学校を 拠点に活動する青少年健全育成団体等との連携を拡充し、子どもの安全で安心な活動拠点としての充実 を図ります。

Ⅲ まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
学校施設の大規模改修工事実施校数	0校	1校	7校	15校

市立小・中学校の大規模改修工事進捗状況を示す指標です。老朽化対策、トイレ改修、バリアフリー施設の整備などの大規模改修工事を推進し、快適で質の高い教育環境の向上を図ります。建替工事により対応する第三小学校や東台小学校を除く20校について、平成37年度までに全校の大規模改修をめざします。

協(動指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
地域子どもクラ	ラブ事業の参加者数	167,247人	170,000人	175,000人	180,000人

各地域子どもクラブ事業で行っている、地域活動・育成活動への子どもたちの参加を示す指標です。学校・家庭・地域との連携・協力により、放課後の子どもの居場所づくり事業の充実をめざします。

施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民(校庭利用団体・地域住民・保護者等)は、 地球温暖化対策、夏場の学校内の気温上昇対策と して、市が整備した市立小・中学校校庭等の芝生 化・壁面緑化等について、ボランティアとして維
- 持管理作業に参加します。
- 保護者や地域住民は、子どもたちのすこやかな成長のために、学校、学童保育所等と連携して地域子どもクラブ活動に取り組みます。

市の役割

- 市は、児童・生徒が長時間の学校生活を過ごすと ともに、災害時には地域の防災拠点ともなる学校 施設の耐震補強工事や、天井材、照明器具、家具 などの「非構造部材」の耐震対策を順次計画的に 実施します。
- 市は、学校施設(校舎、体育館等)について、トイレ改修、バリアフリー施設の整備等とともに、屋上防水、外壁塗装、窓改修、給排水設備改修など、施設内外の老朽化対策などの大規模な改修工事を計画的に実施することより、快適で質の高い教育環境の実現を図ります。
- 市は、児童・生徒の快適な学習環境を維持し、適切な教育活動を実施するため、平成23年度から平成24年度にかけて市立小・中学校の普通教室及び特別教室等に空調設備整備を行います。
- 市は、地球温暖化対策、夏場の学校内の気温上昇 対策として、市立小・中学校校庭等の芝生化・壁 面緑化等に取り組みます。
- 市は、地域子どもクラブの安定した運営を継続していくための支援体制を充実させ、保護者、地域全体、学校、学校を拠点に活動する青少年健全育成団体等の連携を進めます。

W

施策・主な事業の体系

主要:主要事業 推進:推進事業

1 地域との協働による学校の安全管理体制の充実

		主要	①子どもの安全安心の確保
(1)	学校の安全管理体制の充実	主要	②学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点と しての機能強化

2 学校施設の耐震化と施設・設備の整備

		主要	①学校施設の耐震補強工事の計画的な実施
		主要	②学校施設の大規模改修工事の計画的な実施(バリアフリー化・老朽化改修)
(1)	2 学校施設の耐震化と施設環境の整備	主要	③学校施設、コミュニティ・センター、公会堂などの防災拠点化の推進▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
		主要	④小・中学校教室への空調設備の整備
		推進	⑤学級編制基準見直し等への適切な対応
			⑥学校借用地の買収・校庭の拡張
		主要	①学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進
(2)	環境に配慮した学校環境の整備	主要	②学校のエコスクール化の推進
		主要	③学校版環境マネジメントシステムの導入・推進

3 学校の地域拠点化の推進

/1	地域関数の推進	主要	①子どもの安全安心な活動拠点としての地域開放の推進
(地域開放の推進	主要	②生涯学習・文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進
(2	地域の防災拠点化の推進	主要	①公共施設の防災拠点化 ▶ 「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照

(3)	学校と地域との交流の促進	推進	①学校・家庭・地域間の情報共有と連携及び地域向け活動 の推進
(4)	学校を拠点とした地域活動の支援	推進	①学校を拠点とした地域活動の支援

4 魅力ある学校環境の整備

			①学校給食の充実と効率的な運営
(1)	学校給食の充実	推進	②三鷹産農産物の活用
			③給食機械設備の改善
(2)	教育備品の充実・整備		①教育備品の充実・整備

5 地域子どもクラブ事業と学童保育所の充実

(1	地域子どもクラブ事業の充実	推進	①地域子どもクラブ事業の充実
(1)		推進	②学童保育所、児童館等との連携
(2	学童保育所の充実	主要	①学童保育所の充実 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照

6 校外学習施設の充実

(1)	川上郷自然の村の充実	推進	①川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営
-----	------------	----	----------------------

V

主要事業

≪1-(1)-① 子どもの安全安心の確保

学校における児童・生徒の安全を確保するため、市民協働パトロールとの連携を図り、全市立小・中学校に設置した防犯カメラ、非常通報装置「学校110番」、機械警備システムなどの適正な運用により、防犯等に努めるとともに、全市立小学校に設置した学校安全推進員(スクールエンジェルス)との連携を図ります。また、児童・生徒への安全教育、防災教育のより一層の充実を図り、危険を予測し回避する能力と、非常時に備え、自らの安全を確保する力を育てます。

計画期間		前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
子どもの安全安心の確保 アパタ		推_					
于2000女王女心心脏床	確保	進					

≪1-(1)-② 学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化

地域防災計画により一時避難場所及び避難所として位置づけられている市立小・中学校について、災害発生時の避難所としての開設・運営に係る施設設備の一層の充実を図るとともに、初動から避難所運営、早期復旧までの危機管理体制を構築し、防災拠点としての機能強化を図ります。また、学校施設が避難所として活用された場合の学校教育活動(事業継続)のあり方や児童・生徒の心のケアを含めた早期復旧の体制整備について検討を進めます。

	計画期間	計画期間 前期		中期	後期		
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学校における災害時の危	危機管理体制の構築 及び推進	検 討	-	構築		見直し 推進	
機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化	防災拠点機能の強化			強 化			

≪2-(1)-① 学校施設の耐震補強工事の計画的な実施

≪2-(1)-② 学校施設の大規模改修工事の計画的な実施(バリアフリー化・老朽化改修)

児童・生徒が長時間の学校生活を過ごすとともに、災害発生時には地域の防災拠点ともなる市立小・中学校について、校舎・体育館の耐震補強工事の完了をめざすとともに、天井材、照明器具、家具などの「非構造部材」の耐震対策についても計画的に実施します。

また、これら学校施設について、バリアフリー化を含めた適切な維持・保全を図り、安全で快適な教育環境を実現するため、トイレ改修、バリアフリー施設の整備とともに、屋上防水・外壁塗装・窓改修・給排水設備 改修など、施設内外の大規模改修工事を計画的に実施します。なお、事業の実施にあたっては、国の補助制度 等の活用を図るなど、財政負担の軽減に努めます。

	計画期間	前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学校施設の耐震補強工 事の計画的な実施	非構造部材を含む学 校施設の耐震化	工再 事診 断				非構造部材の耐震 対策実施	
学校施設の大規模改修工事の計画的な実施 (バリアフリー化・老朽化改修)	大規模改修工事の実 施(15校実施)			設計	設工計事		

(表中 事業費:1校あたり約1億円(大規模改修、非構造部材の耐震化、省エネルギー改修等を含む))

◆2-(1)-④ 小・中学校教室への空調設備の整備

児童・生徒の快適な学習環境を維持し、適切な教育活動を実施するため、市立小・中学校の教室への空調設備整備を行います。なお、この整備にあたっては、国の補助制度とともに、新たに制定された東京都の補助制度(東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業補助金)の活用を図ります。

	計画期間	前 期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
小・中学校教室への空 調設備の整備 (事業費:約12億7千万円 H22からの繰越明許を含む)	小・山学校への空調	11校	8校				

≪2-(2)-① 学校における校庭等の芝生化・壁面緑化等の推進

地球温暖化対策、夏場の学校内の気温上昇対策として、市立小・中学校校庭等の芝生化・壁面緑化等に取り組みます。これらにより、雨水の地中への浸透、乾燥期の砂ぼこりの軽減の効果も期待されるとともに、維持管理業務を学校・家庭・地域との間の協働で取り組むことで、地域連携につなげます。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学校における校庭等の 芝生化・壁面緑化等の	校庭等の芝生化	管 設理 [®] 計					
推進	(計15校)	設工計	Т			工事	
(事業費:約2億2千万円)	10-17		事			(年1校)	

≪2-(2)-② 学校のエコスクール化の推進

≪2-(2)-③ 学校版環境マネジメントシステムの導入・推進

学校施設の建替えや大規模改修にあたっては、環境を考慮した施設となるよう省エネルギー・省資源化を図るとともに、自然生態系の保護・育成と環境教育への活用に配慮していきます。

学校における環境学習や省エネルギー活動の推進など、環境負荷の低減に向けた取り組みを効果的かつ効率的に推進するため、学校版環境マネジメントシステムを構築し、モデル校での実施を踏まえて、全市立小・中学校での導入を図り推進します。

	計画期間	前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学校のエコスクール化 の推進	省エネルギー・省資 源化改修等の実施			設計	設工計事・		
学校版環境マネジメント システムの導入・推進	全校での導入	モデル校	全 校	推進			

≪3-(1)-① 子どもの安全安心な活動拠点としての地域開放の推進

◆3-(1)-② 生涯学習・文化・スポーツの拠点としての地域開放の推進

地域子どもクラブ事業を推進するとともに、学校を拠点として活動する青少年活動団体等と連携を図り、学校を子どもの安全安心な活動拠点として開放します。また、生涯学習や文化、スポーツの拠点としての活動を促進するため、校庭や体育館だけでなく、学校図書館や特別教室等の開放にも努めるとともに、学校を拠点に活動している団体等との連携を進めます。

	計画期間		前	期		中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学校施設の地域開放の	学校施設の地域開放	推_					
推進	の推進	進					

≪4-(1)-① 学校給食の充実と効率的な運営

「学校給食の充実と効率的運営に関する実施方針」に基づき、安全でおいしい学校給食の充実と効率的な運営を図るため、自校方式による学校給食調理業務の委託化、多様な給食形態の提供などを積極的に推進します。

	計画期間	前期				中期	後期
	(平成34年)の目標	23	24	25	26	(27 ~ 30)	(31 ~ 34)
学校給食の充実と効率 的な運営	全校の給食調理業務 の民間委託化	2 校	1 校	1 校	1 校	4校	全校

W 推進事業

≪2-(1)-⑤ 学級編制基準見直し等への適切な対応

平成23年度に行われた小学校1年生の学級編成基準の見直しについては、今後他の学年への拡充も想定されることから、市内における児童・生徒数の変化も踏まえ、学校施設・設備の改修等を含めた適切な対応を図ります。

≪3-(3)-① 学校・家庭・地域間の情報共有と連携及び地域向け活動の推進

地域人財や市立小・中学校教員の専門的知識や技能等を活用し、地域向けの文化やスポーツ活動を推進します。また、コミュニティ・スクールの推進において重要となる学校・家庭・地域間の連携を図るため、ICTを活用した学校情報の発信や地域SNSの利活用の促進など、情報共有と連携の推進を図ります。

≪3-(4)-① 学校を拠点とした地域活動の支援

学校を核としたコミュニティづくりを推進するため、学校を拠点として活動するさまざまな地域団体等の活動促進を支援するとともに、各団体間の連携や学校との連携のあり方について検討を進めます。

◆4-(1)-② 三鷹産農産物の活用

三鷹産の季節の野菜、果物等を直接農家から購入し、給食に取り入れることにより、新鮮でおいしい給食を提供するとともに、地産地消を促すものとして、JA東京むさしとの連携も検討しながら、三鷹産農産物の活用を推進します。

≪5-(1)-① 地域子どもクラブ事業の充実

放課後や土曜・日曜日に子どもたちが安全に安心して文化・スポーツ活動や自由遊びができるよう、学校を拠点とした子どもの居場所づくりとして、地域子どもクラブ事業を保護者、地域団体、学校等との連携により進めます。また、地域コーディネーターの配置を拡大し、事業の担い手の支援や地域の人財の積極的な活用を図り安定した運営をめざします。さらに、中学生の居場所づくりの拡充について検討します。

≪5-(1)-② 学童保育所、児童館等との連携

地域子どもクラブと学童保育所との連携した活動を充実させるとともに、児童館等との連携についても具体的な活動についての検討を進めます。

≪6-(1)-① 川上郷自然の村の利用者拡大と効率的運営

校外学習施設川上郷自然の村について、指定管理者と緊密な連携のもと、利用者数の拡大と効率的な運営を 推進するとともに、今後の運営のあり方を検討します。

W

関連個別計画

- ●教育ビジョン 2022
- ●教育支援プラン 2022
- ●健康福祉総合計画 2022
- ●子育て支援ビジョン
- 次世代育成支援行動計画(後期計画)
- ●環境基本計画 2022



鷹南学園東台小学校